神市長広第 748 号神地区第 200 号令和 6年1月16日

神戸市コンタクトセンター等構築・運用業務に関する意見招請(RFC)実施要領

市長室広報戦略部地域協働局区役所課

1. 背景と目的

本市では、市民サービスの向上に資するため、閉庁後の夜間や土日祝問わず、365 日ワンストップで市民のくらしの疑問などの問い合わせに答える市民窓口として、平成23年4月から「神戸市総合コールセンター」を設置しています。さらに本市は、市役所・各区役所代表電話への入電数が、他自治体と比べて極めて多く、市職員の「電話問い合わせ対応業務の大幅削減」のため、令和元年12月からは代表電話交換業務も委託を行い、総合コールセンター業務との一体的運用を始めました。

開始後、入電量は減少傾向にあり、市職員の電話問い合わせ対応は負担軽減されているものの、いまだに年間で190万件以上の入電があり、電話量は多く、市民サービス面では、電話以外でのメールやチャット等の多様な問い合わせチャネルによる対応が十分ではないなどの課題があります。

市民からの最初の接点となるコールセンターは、市民サービス向上において非常に重要な役割を担っています。現在は電話による問合せが多くを占めていますが、市民は自分のライフスタイルに合わせて、コンタクトを取りたいと考えるように変化しつつあります。こうした生活スタイルの多様化にあわせて、メールやチャットなど、様々な手段による問合せに対応できる必要があると考えています。

FAQ やチャットボット、SNS 等の様々なチャネルからの問い合わせに柔軟に対応できるよう、コールセンターから「コンタクトセンター」への機能向上を図り、市民サービスの向上につなげていくとともに、職員の電話対応業務の更なる負担軽減を実現するため、本業務に必要な施設・設備・システム等の整備・要員の確保や研修の実施等、一切の業務を一体として委託する予定です。

本招請では、「神戸市コンタクトセンター等構築・運用業務」の調達に関して、入札公告に先立ち、 事業者のみなさまに調達仕様書案等についてご意見をいただくものです。

2. 意見招請に付する事項

本招請では、本市が提示する各資料に基づき、以下に示す各項目について資料の提供を依頼します。

2.1. 提示資料

資料名称	概要
神戸市コンタクトセンター等構築・	● 神戸市コンタクトセンター等の構築および運用に係
運用業務仕様書(案)	る仕様書案
	• 別紙資料、参考資料一式
委託契約書 (頭書部分) (案)	• 委託契約書の頭書に関する記載案
入札に参加する者に必要な資格(案)	• 別紙「入札に参加する者に必要な資格案」参照
回答様式	● 様式 1 意見書

2.2. 招請する情報の内容

要件	招請事項	
仕様書(案)等に対す	● 仕様書(案)、委託契約書(頭書部分)(案)、入札に参加する者	
る意見	<u>に必要な資格(案)に対する意見</u>	
	[対応する回答様式]	
	様式1 意見書	
その他	● 上記以外の有用な情報・提案	
	[対応する回答様式]	
	様式の定めなし(書式自由)	

3. 実施期間

3.1. 実施期間

令和6年1月16日(火)から令和6年1月31日(水)

3.2. 参加表明

本件に参加する場合、以下の要領にてご連絡ください。参加表明いただき、秘密保持誓約書を提出いただいた方に対して、資料一式を電子メールにて配布します。

受付期間 : 令和6年1月23日(火)17時まで

通知方法 :参加の旨と連絡担当者を記載のうえ、秘密保持誓約書を添付した電子メールを送付

送付先 : 神戸市市長室広報戦略部 HP 監理担当 (078-322-5015)

kobe_cc@office.city.kobe.lg.jp

表題 :【神戸市コンタクトセンター等 RFC】参加表明(参加者名)

その他:メール送付後、本市に対して到着確認の連絡を行ってください。

4. 招請資料の提出方法

以下の提出期限内に電子メールでの提出をお願いします。

電子メールでのご提出に際して、本市から指定した様式に加え、参加者における各項目での提案等がある場合、提案内容を示した資料を合わせて送付ください。追加提案等については、特に様式の指定はありません。

提出期限 : 令和6年1月31日(水)17時

提出先 : 神戸市役所 1 号館 16 階

神戸市市長室広報戦略部 HP 監理担当 (078-322-5015)

kobe_cc@office.city.kobe.lg.jp

表題 :【神戸市コンタクトセンター等 RFC】招請資料の提出(参加者名) その他 :メール送付後、本市に対して到着確認の連絡を実施してください。

5. その他

① 資料提供いただいた参加者に対し、必要に応じて、後日ヒアリングをさせていただく場合があります。

- ② 本招請の実施に要する一切の費用は、参加者の負担とします。
- ③ 提出された資料に関しては、返却しません。
- ④ 本招請でご提供いただいた資料については、「1. 背景と目的」に示した範囲内において本市にて利用します。また、提供いただいた資料は、神戸市情報公開条例第10条(2)イ(公にしないとの条件で任意に提出があった情報で通例として公にしないこととされているもの)に該当するものとして非公開とし、提供事業者に無断で第三者に開示することはありません。但し、本市が契約により守秘義務を課しているコンサルタントに開示することがあります。
- ⑤ 本招請の実施をもって、本市が調達を行うことを約束したり、参加者に特別の地位を約束したり するものではありません。また、本招請を辞退した事業者についても不利益に取り扱われること はありません。